

## ふれあい案内 利用規約

### (目的・適用)

第 1 条 NTT 西日本株式会社（以下「当社」といいます。）は、利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ふれあい案内サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

### (規約の変更)

第 2 条 当社は、法令の規定に従い、本規約の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合の提供条件等は、変更後の本規約によります。

2 当社は、前項の変更又は廃止する場合、本規約を変更又は廃止する旨及び変更後の本規約の内容並びに効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載その他の当社が適切と判断する方法により、利用者に周知します。

### (サービス概要)

第 3 条 本サービスは、NTT タウンページ株式会社が提供する「i タウンページ（<http://itp.ne.jp>）」に掲載された企業・店舗等の電話番号を、名称又は所在地等の情報から検索して利用者に案内するサービスです。

2 本サービスの受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします（年中無休）。ただし、設備保守、障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は本サービスの提供時間を変更することがあります。

3 1 回のご利用につき案内の対象とする件数は 5 件を上限とします。

4 本サービスの申込みに使用するフリーダイヤル番号及び本サービスを実際に利用して電話番号案内を受けるための専用番号（以下「利用専用番号」といいます。）は、当社が別途定めるものであり、当該番号は、当社が指定するウェブサイト又は本サービスに係る別紙・利用案内等において公表するものとします。

5 当社は、前項に定めるフリーダイヤル番号及び利用専用番号について、電気通信設備の状況その他当社の業務運営上の必要性に応じ、その全部又は一部を変更することがあります。この場合、当社は、当社が適切と認める方法により、事前に利用者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

### (利用対象者)

第 4 条 本サービスを利用するためには、当社所定の方法により事前の申込み及び登録を受ける必要があります。

2 当社の電話サービス契約者（注 1）であって、以下のいずれかに該当する者は本サービスを利用するための登録を受けることができます。

①身体障害者手帳をお持ち（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けていることをいいます。）で、以下の障がい有する方

- 視覚障がい：1～6 級
- 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）：1、2 級
- 聴覚障がい：2 級、3 級、4 級、6 級（1 級、5 級はなし）
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい：3 級、4 級（1 級、2 級はなし）

②戦傷病者手帳をお持ち（戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項は第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けていることをいいます。）で、以下の障がい有する方

- 視覚障がい：特別項症～第 6 項症
- 肢体不自由（上肢）：特別項症～第 2 項症
- 聴覚障がい：第 2 項症、第 4 項症
- 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい：第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症

③療育手帳（愛護の手帳・愛の手帳・みどりの手帳）をお持ちの方（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。）

④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）  
（注 1）本項に定める電話契約者は、当社の電話サービス契約約款、音声利用 IP 通信網サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款のいずれかの契約又は光コラボ事業者と光コラボレーションモデルにおける電話サービスに関する契約を締結している者とします。

#### （申込方法）

第 5 条 本サービスを申し込もうとする者（以下「申込者」といいます。）は、当社が指定する本サービス取扱所又は当社が定める申込み手続の方法により行うものとし、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って申込事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。当社は、申込者に対して以下の事項について事実を証明する書類を提示していただくことがあります。なお、ここでいう本サービス取扱所とは、本サービスに関する申込み、登録、変更その他の事務手続を取り扱う当社の窓口をいい、その連絡先その他の詳細は、当社が別途定め、当社の公式ウェブサイトに掲載する申込み・お問い合わせ先情報、又は当社が提供する別紙・利用案内等により公表するものをいいます。

- (1) 利用者名義
- (2) 利用者住所
- (3) 登録電話番号（本サービスを利用する当社の電話サービス契約（注 2）電話番号をいいます。以下、同じとします。）
- (4) 第 4 条（利用対象者）に該当する事項
- (5) その他申込の内容を特定するための事項

2 申込事務を行う本サービス取扱所の受付時間は午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日及び年末年始その他当社が別途定める休日を除く）です。ただし、当社は、業務運営上の必要に応じ、本サービス取扱所の内容、受付時間又は取扱範囲を変更することがあります。

（注 2）本条に定める電話サービス契約は、当社の電話サービス契約約款、音声利用 IP 通信網サービス契約約款又は特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款のいずれかの契約又は光コラボ事業者と光コラボレーションモデルにおける電話サービスに関する契約とします。

#### (申込の承諾・不承諾)

第6条 当社は、申込者から本サービスの申込があった場合、原則として受け付けた順序に従い当社所定の審査を行い、承諾・不承諾の旨を電話等で通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないこと又は承諾を取り消すことがあります。

- (1) 第4条(利用対象者)に定める要件を満たしていないと当社が判断したとき。
- (2) 申込内容に虚偽又は誤りがあるとき。
- (3) 利用者に起因し、本サービスの登録を削除されたことがあるとき。
- (4) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (5) その他、当社が相当と認める事由があるとき。

#### (利用者の氏名等の変更の届出)

第7条 利用者は、第4条(利用対象者)に規定する者に該当しなくなった場合、又は第5条(申込の方法)で規定する事項等、あらかじめ届け出た内容に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出るものとします。

2 第1項の届出があったときは、当社は、利用者に対してその届出があった事実を証明する書類を求めることができます。

3 第1項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、住所への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

#### (利用者等が行う登録の削除)

第8条 利用者は、本サービスの登録内容の削除を希望するときは、速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 第1項の届出があったときは、当社は、利用者に対してその届出があった事実を証明する書類の提示を求められます。

#### (当社が行う登録の削除)

第9条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の登録を削除することがあります。

- (1) 本サービスを最後に利用してから2年間、本サービスの利用が認められない場合
- (2) 第4条(利用対象者)に定める条件を満たしていない又は第4条(利用対象者)に規定する者に該当しなくなったと当社が認めたとき。
- (3) 第7条(利用者の氏名等の変更の届出)に違反した場合
- (4) 第11条(登録電話番号・暗証番号の管理)に違反した場合
- (5) 第12条(禁止事項)、その他本規約に違反した場合

#### (サービスの利用)

第10条 第4条(利用対象者)により登録を受けた者は、無料で本サービスを利用できます。ただし、前条第2号から第5号により登録を削除した場合、当社に生じた損害を請求することがあります。

また、本サービスにより案内された電話番号への発信その他利用者が行う通信に係る通話料金等は、利用者にて負担す

るものとします。

- 2 利用者は、本サービスの利用にあたり、本サービスの利用又は登録その他本サービスに関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただきます。

#### (登録電話番号・暗証番号の管理)

第 11 条 本規約に基づく本サービスの提供を受ける権利は利用者だけに帰属するものであり、本サービスの利用者は、登録電話番号及び暗証番号その他当社が付与又は承認した認証情報（以下「認証情報」といいます。）を第三者に開示、譲渡、貸与してはならないものとし、自己の責任において適切に管理するものとします。

- 2 利用者が認証情報を失念した場合は、必要に応じて当社に問い合わせ、所定の手続により認証情報の再登録依頼を行ってください。
- 3 認証情報の第三者による不正使用により利用者に損害又は不利益が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合にはこの限りではありません。

#### (禁止事項)

第 12 条 利用者は、本サービスで提供される情報を、利用者自身の目的のためのみに利用するものとし、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスの運営を妨げ、又は本サービスに支障をきたすおそれのある行為
- (2) 第三者の認証情報を不正に取得し、又は第三者の認証情報を使用する行為
- (3) 第三者に利用者の認証情報を使用させる行為、その他利用者以外の者が不正に本サービスを使用できるような行為
- (4) 公序良俗に反する行為その他法令若しくは本規約に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (5) 案内情報を自己利用の目的の範囲を超えて複製、頒布、転用する行為
- (6) その他、当社が不相当と判断する行為

#### (利用中止)

第 13 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスの提供に必要な設備又はシステム等の保守、点検、改修を行う場合
- (2) 本サービスの提供に必要な設備若しくはシステム等に障害が発生した場合その他やむを得ない事由が生じた場合
- (3) 第 15 条（利用の制限）の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
- (4) 災害等の不可抗力により本サービスの提供が困難なとき。
- (5) その他、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社ウェブサイトにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により、利用者に周知します。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第 14 条 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第 12 条（禁止事項）、その他本規約に違反したとき。
- (2) 当社又は第三者に損害を与えたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録に係る電話番号の利用が中止、停止又は廃止・契約解除等を理由として使用することができないとき。

#### （利用の制限）

第 15 条 当社は、不可抗力その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

#### （本サービス提供の終了）

第 16 条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社ウェブサイトにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により、相当の周知期間をもって利用者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### （免責事項）

第 17 条 当社は、次の各号に該当する損害については、一切の責任を負いません。また、本サービスの利用に起因したその他いかなる損害についても、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

- (1) 利用者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 不可抗力又は当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した利用者の損害
- (5) 電波等状況により、本サービスを利用できないことから生じた損害

- 2 当社は、第 13 条（利用中止）、第 14 条（利用停止）、第 15 条（利用の制限）、第 16 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる利用者の損害について、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、本サービス及び外部サービス（NTT タウンページ株式会社が提供する情報を含みます。）に基づき案内する情報の正確性、有用性、最新性、完全性等について、明示黙示を問わず何ら保証するものではなく、第三者の都合、仕様変更、提供停止等により本サービスの内容が変更、中断又は終了されることがあることを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。

#### （第三者請求に対する補償）

第 18 条 利用者の本規約違反又は利用者の責に帰すべき事由により当社が第三者から請求、申立て又は苦情等を受け、又はこれに対応するため費用を負担した場合、利用者は、当社が被った損害及び費用（合理的な範囲の弁護士費

用を含みます。)を補償するものとします。

#### (業務の委託)

第 19 条 当社は本サービスの運営上必要な範囲で、その全部又は一部を当社の指定業者に業務を委託することができます。

#### (個人情報等の取扱)

第 20 条 当社は、本規約に定めるほか別途定めるプライバシーポリシー (<https://www.ntt-west.co.jp/share/privacy.html>)に基づき、本サービスにおいて取得した個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 当社は、本サービスに関する苦情・問い合わせ対応、サービス品質向上、不正利用の監視・抑止及び法令遵守の目的に限り、本サービスの利用に関する通話録音、通信ログその他の記録を取得し、当社が定める方法により適切に管理・利用することができるものとします。

#### (準拠法)

第 21 条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### (紛争の解決)

第 22 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決に努めるものとします。

2 本規約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (反社会的勢力の排除)

第 23 条 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本規約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 当社は、利用者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本規約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

①当社若しくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社若しくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社若しくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社若しくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社若しくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本規約を解除した場合、利用者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。